

市会案第 1 号

鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について

鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

提出者 鯖江市議会議会運営委員会
委員長 木村 愛子

提案理由

国家公務員等の旅費の支給に関する法律および関連法令の一部改正に伴い、鯖江市議会議員についても、これに準じて所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（平成23年鯖江市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料および食事料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費」に改める。

別表を次のように改める。

別表

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊手当 (1日につき)	宿泊費 (1夜につき)	包括宿泊費
一般職の職員の例による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃において運賃の額の上限は、最上級の運賃の額とし、鯖江市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（昭和57年鯖江市条例第27号）附則第2項の規定は適用しないものとする。						
					旅行中の宿泊に要する費用とし、その上限は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第13条第1項および別表第2の指定職職員等の欄の額を準用する。	移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額の上限は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費の合計額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。